

中学生に弁護士事務所から電話 ネット通販のトラブルに注意！

【相談事例】

ネット通販で洋服を購入したが、注文した服と違う服が届いたので、洋服を送り返した。解約したと思っていたので、代金をコンビニ後払いで払わなかった。先日、弁護士事務所から私あてに電話があり、母が代わりに出た。「ネット通販で購入した商品代金が未納なので、代金を払うように。」という内容だった。弁護士事務所は、通販のコンビニ後払い業者から委託され電話したと言った。返品したのに、お金を払わないといけないのか。(10代女性)

*コンビニ後払い決済サービスは、決済代行会社がネットショップに代金を立て替え、購入者に料金を請求する仕組みです

【アドバイス】

●商品を一方的に送り返しても解約にはなりません。

一旦結んでしまった契約を、一方的に解約することはできません。必ず販売サイトと話し合しましょう。購入する前に、販売サイトの解約・返品の方法と条件を確認しておきましょう。

〇〇弁護士事務所です

●解約していないのに代金の支払いを放置すると、債権回収を委託された弁護士事務所から電話がかかったり、手紙が届くことがあります。

●未成年者が親等の同意を得ていない契約は、取り消しできる可能性があります。

●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。



相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん